

(仮称) 唐津洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和元年 11 月

再エネ主力発電化推進機構  
洋上唐津発電合同会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第 2 章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 .	5

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和元年9月10日（火）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和元年9月10日（火）付 佐賀新聞

※令和元年9月26日（木）、27日（金）に開催する説明会についての公告を含む。

##### ② インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・唐津市のウェブサイト（別紙2-1参照）

<https://www.city.karatsu.lg.jp/seikatsu-kankyuu/machi/kenchiku/kaihatsu/karatsuyouzyouhouhoucho.html>

・佐賀県のウェブサイト（別紙2-2参照）

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313942/index.html>

・当社のウェブサイト（別紙2-3参照）

<http://influx-karatsu.com/index.html>

#### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎3箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

##### ① 関係自治体庁舎での縦覧

・唐津市役所本庁舎（市民部生活環境対策課）

佐賀県唐津市西城内1-1

・湊出張所

佐賀県唐津市湊町805-1

・呼子市民センター

佐賀県唐津市呼子町呼子1995-1

##### ② インターネットの利用による縦覧

・当社のウェブサイト（別紙2-4参照）

<http://influx-karatsu.com/PDF/190910/>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和元年9月10日（火）から令和元年10月10日（木）まで  
・インターネット 縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は4名であった。

（内訳）唐津市役所	3名
湊出張所	0名
呼子市民センター	1名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2参照)

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和元年9月26日（木）18時30分から19時45分まで
- ・開催場所：湊公民館（佐賀県唐津市湊町805-1）
- ・来場者数：27名
  
- ・開催日時：令和元年9月27日（金）18時30分から19時30分まで
- ・開催場所：呼子公民館（佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦750-1）
- ・来場者数：なし

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙3、別紙4参照)

#### (1) 意見書の提出期間

令和元年9月10日(木)から令和元年10月24日(木)までの間  
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

#### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 住民説明会会場に設置した意見書箱への投函
- ③ 当社への書面の郵送

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は8通、意見総数は34件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は34件であった。それに対する当社の見解は第2-1表のとおりである。

第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

### (意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	立神界限でサーフィンをしています。 波が入らなくなりサーフィンが出来なくなる。 反対!!	風力発電機を設置することによる波への影響については、他地域での状況等も参考に検討して参ります。

### (意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	計画の地域は、環境景観、サーフィンの波への影響、漁への影響の点から反対します。 唐津に洋上風力は必要ありません。	現況調査を行い、景観や漁への影響の程度を予測・評価し、環境への影響を可能な限り低減するよう努めて参ります。

### (意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	漁業者として、地域の海の保全、魚種等の明確な資料・影響等を地元住民に説明がいき届いてないので改善して下さい。 反対するような内容しかないのは歴然です。	地元住民のかたへの説明が不十分とのことで申し訳ございません。 今後、十分にご理解いただけるよう、必要に応じて地元の皆様へ情報提供する機会を設けて参ります。

### (意見書4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	唐津市は隣町に原子力発電所があり、電力不足ではないと思います。	ご意見のとおり、唐津市の隣町には原子力発電所があり稼動していますが、資源の枯渇、温室効果ガスの削減といった観点から、国では、化石燃料の代替エネルギーとして再生可能エネルギーのさらなる導入を促進しています。 本事業は、地球温暖化問題に対する国の政策や佐賀県、唐津市の取り組みにも即したものであるとともに、低炭素の国産エネルギー源の活用によるエネルギー自給率向上への寄与等が期待できる事業であり、推進していきたいと考えております。
5	唐津市はキレイな海が主な観光財源で、一番に守っていかなくてはならないと思います。風力発電の計画は20~30年だと思いますが、その後、失った自然は元には戻りません。 何百年、何千年と時間をかけて出来た大切な海です。ですので、私はこの洋上風力発電事業に反対します。よろしくお願い致します。	今後事業計画の熟度が高まった段階で、利用状況を確認のうえ現況写真をもとにしたフォトモンタージュを作成し、より実際の状況を踏まえた具体的な予測評価を行い、必要な環境保全措置を検討する等、配慮に努めて参ります。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	絶対反対!! 加部島沖に設置したスクイッドは2度も沈み、住民説明もされないまま放置。 ありえないでしょう。	加部島沖の浮体式潮流・風力ハイブリッド発電システム (skwid) は他社が設置した実証機であり、その状況につきましては存じ上げておりません。 当社の事業につきましては、地域の方々に十分な説明を実施していきたいと考えております。
7	それに、このアンケートの設置のやり方にも問題あると思います。 市民センターは土日祝日は休みで、入所できないのに金曜日に設置して、土、日、月と休み。いつ書くんですか? こんなやり方するから腹が立つ。	問題視されていますのは金曜日に設置しました隣接海域で計画の Phase2 配慮書のことと存じますが、方法書及び配慮書の縦覧期間は1か月間設けており、ご意見は郵送でも受付けております。また、電子縦覧も併せて実施し、縦覧期間中は24時間いつでも図書の内容確認が可能です。 ただ、平日に縦覧会場にいけない方や電子縦覧を閲覧できない方もいらっしゃると思いますので、多くのかたに図書を確認いただけるよう縦覧方法等について検討いたします。
8	洋上風力発電を行う事で、水産物の生態系に影響がない訳ないでしょう。	今後実施いたします、現況調査、予測及び評価の結果を踏まえ、環境保全措置を講じることにより、水産物の生態系への影響を回避又は可能な限り低減するように検討いたします。
9	このアンケートのやり方についてはメディアに到達するつもりです。 絶対反対!!	ご意見の募集方法については、通常から逸脱したものではありませんが、多くのかたに作成図書を確認いただけるよう縦覧方法等について検討いたします。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	神集島〜小川島のあの海いきの景観は美しいので、くずさないでほしいです。 反対です。	眺望点からの眺めへの影響を予測評価したうえで、必要な環境保全措置を検討する等、配慮に努めて参ります。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、海洋上を飛翔するコウモリ類が複数例確認されている。従って、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	本意見を含め、頂きましたご意見については、要約せずに全文を公開します。
12	1. 方法書の段階でコウモリ類についてヒアリングを行ったことは評価される。	今後も専門家へのヒアリングを踏まえて、予測及び評価を行います。
13	2. 当該地域を通過するフェリー航路(P260)を利用して、時期によっては日没前後や夜間の音声調査が可能である。定期航路であるため安価で頻りに調査することができるが、これらを用いない理由を述べよ。	航行時の船舶のノイズが入り、コウモリの音声記録できない可能性が考えられるため、実施しない計画としておりました。今後、改めて調査の有効性を検討し、実施可否を判断した上で、調査を検討いたします。
14	3. 今後の準備書に向けては、コウモリ類の専門家の意見を仰ぎ、洋上を飛翔するコウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価。保全措置を行う必要がある。	国内では洋上を飛翔するコウモリ類の調査は始まったばかりであると認識しておりますが、専門家へのヒアリングを踏まえ、適切な調査、予測評価を実施し、保全措置を検討いたします。

## (意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見内容を要約せずに全文公開すること。</p>	<p>ご意見については、要約せず全文を公開します。</p>
16	<p>■2. コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律でコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握致します。その結果を踏まえて、適切に環境影響を予測及び評価します。その過程では、重要種に限らずコウモリ類に効果のある環境保全措置についても併せて検討いたします。</p>
17	<p>■3. バットストライクの予測は定量的に行うこと P. 294 配慮書への住民等意見に対して事業者は、「バットストライクによる影響については、未解明な部分が多く、定量的に予測可能な手法は現時点ではないと認識しております」と回答した。 しかし、事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」<a href="http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml</a> 等)。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p>	<p>音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果を取りまとめる予定です。</p>
18	<p>■4. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえて、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 また、本事業においては、予測は定量的に行う計画です。 以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、必要が生じた際には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p>
19	<p>■5. コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまでも参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきである。</p>	<p>得られた結果は、無理に種名を確定せず、グループに分けて利用頻度や活動時間を調査します。</p>
20	<p>■6. 「回避」と「低減」の言葉の定義について P. 295 事業者らは『「影響の回避」と「低減」の言葉の定義の違いを本当に理解しているだろうか』という住民意見に対して、 ===== 回避: 行為の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減: 何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は発現した影響を何らかの手段で修復すること。(後略)</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対して最善の保全措置について工夫に努めます。 なお、本事業の配慮書において、コウモリ類への対策として、「ライトアップをしないこと」に言及しておりません。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	===== と回答した。事業者回答によれば「ライトアップしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	
21	<p>■7. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は「事業者の主観」に過ぎない。</p>	本図書においては、ライトアップについて言及しておりません。現地調査結果や専門家の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を検討したいと考えております。
22	<p>■8. 回避措置(ライトアップの不使用)について2 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これはまぎれもない事実である。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。環境アセスメントでは影響を『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よってコウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	本件は洋上風力発電であり、設置後の洋上風力発電施設及びその周辺の海域をどの程度コウモリ類が飛翔しているのかは不明な点も多いと認識しています。ご指摘のとおり、コウモリ類が風力発電所周辺を飛翔している要因としては、様々なことが指摘されている状態です。今後も引き続き、最新の知見を収集するとともに、専門家の助言なども踏まえ、より適切な環境保全措置を検討いたします。
23	<p>■9. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって必ず実施して頂きたい。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	コウモリ類の環境保全措置については、ご教示いただいた文献も参考に、現地調査結果や専門家の助言を踏まえ、より適切な保全措置を検討してまいります。
24	<p>■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電施設においてバットストライクが多数生じ、コウモリ類への悪影響が生じている。しかし国内の発電事業者の中で「予測の不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてもよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	上記のとおり、最新の国内の知見の情報収集や専門家への意見聴取を実施し、適切な環境保全措置を検討し、真摯に対応してまいります。
25	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、不適切2 国内の風力発電施設においてバットストライクが多数生じ、コウモリ類への悪影響が生じている。しかし国内の発電事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて少ない』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの</p>	上記のとおり、最新の国内の知見の情報収集や専門家からの意見も踏まえて、適切な調査を実施し、予測評価を行い、環境保全措置を検討し、真摯に対応してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	
26	<p>■12. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「再エネ主力発電化推進機構、洋上唐津発電合同会社」及び委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。</p>	<p>今後実施する現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見の情報収集や専門家への意見聴取を実施し、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
27	<p>■13. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下の弱風時においてブレードが回転する機種か？</p>	<p>現在、対象機種については未定です。今後の風況・基礎調査、技術進歩並びに拠点港のインフラ整備を踏まえ検討する予定です。また、バードストライク、バットストライクにも考慮し検討いたします。</p>
28	<p>■14. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できる機種か？</p>	
29	<p>■15. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できる機種か？</p>	
30	<p>■16. 「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>発電所アセス省令*によれば、第二十八条に「特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置」と記載されています。</p> <p>※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>
31	<p>■17. 「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>発電所アセス省令*によれば、以下のとおり記載されています。</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。</p> <p>一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</p> <p>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p> <p>四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

		<p>による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合</p> <p>※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>
32	<p>■18. 「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>事後調査と保全措置の違いは認識しておりますので、最新の国内の知見の情報収集や専門家への意見聴取を実施し、適切な環境保全措置を検討し、真摯に対応してまいります。</p>
33	<p>■19. 事後調査など信用できない コウモリは小さいので海上に落ちたコウモリの死体はすぐに消失する。「漂着死体調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、引き続き最新の知見の収集を行い、事後調査の手法を検討いたします。</p>
34	<p>■20. 事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラ調査を行うこと。</p>	<p>ご提案の内容も含め、事後調査の手法について検討いたします。</p>

佐賀新聞 (令和元年 9 月 10 日 (火))

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)唐津洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 再エネ主力発電化推進機構  
洋上唐津発電合同会社

代表者の氏名 代表取締役社長 星野 敦

事務所の所在地 東京都港区新橋六丁目十七番二十一号

住友不動産御成門駅前ビル十階

二、対象事業の名称 (仮称)唐津洋上風力発電事業

種類 風力(洋上)

規模 発電設備出力最大四十万八千五百キロワット

三、対象事業実施区域 佐賀県唐津市神集島北部の海域

四、環境影響を受ける範囲であると思われる地域の範囲  
佐賀県唐津市

五、縦覧の場所・時間

唐津市役所 市民部生活環境対策課

唐津市役所 市民部市民課出張所

唐津市役所 呼子市民センター

電子縦覧 <http://infux-karatsu.com>

期間 令和元年九月十日(火)から  
令和元年十月十日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の  
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見

(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて

おられます意見書箱にご投函くださるか、令和元年十月二十四日

(木)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、湊公民館(佐賀県唐津市湊町八〇五・一)

九月二十六日(木)十八時三十分より

二、呼子公民館(佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦七五〇・一)

九月二十七日(金)十八時三十分より

八、問い合わせ先

再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社

〒一〇五・〇〇〇四 東京都港区新橋六丁目十七番二十一号

住友不動産御成門駅前ビル十階

電話 〇三(五八四三)七六七九 担当 木村、浅野

【唐津市（お知らせ）】

**唐津市** Karatsu city

文字サイズ変更 拡大 標準 縮小 色合い変更 標準 青 黒 Foreign Language

🔍 サイト内検索  検索 > サイトマップ > 組織案内 > 問い合わせ > 携帯サイト

ホーム

防災・防犯

暮らし

健康・福祉・子育て

教育・文化・スポーツ

まち・環境

産業・ビジネス

市政情報

ホーム > まち・環境 > 建設・開発 > 開発行為 > 「（仮称）唐津洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

開発行為

> 開発行為などにより設置される公共施設などの管理・運営に関する取り扱い方針（平成29年4月1日改正）

> 「（仮称）唐津洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

🐦 ツイート
👍 いいね! 0
更新日：2019年9月10日

「（仮称）唐津洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

環境影響評価法に基づき、「（仮称）唐津洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」が提出されましたので令和元年9月10日（火曜日）から令和元年10月24日（木曜日）まで、縦覧を行います。

環境の保全の見地から意見がある人は、縦覧期間内に事業者に対して意見書を提出することができます。

事業者の名称、代表者の氏名および事務所の所在地

- 名称：再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社
- 代表者：代表取締役社長 星野敦
- 所在地：東京都港区新橋6-17-21 住友不動産御成門駅前ビル10階
- ホームページ：[再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社（外部サイトリンク）](#)

対象事業の概要

- 目的  
国産エネルギー源の活用によるエネルギー自給率向上への寄与と風力発電施設の建設および供用に伴う地元経済活性化への貢献を目的とする
- 名称  
（仮称）唐津洋上風力発電事業
- 出力  
最大408,500kW
- 位置  
佐賀県唐津市神集島北部海域（詳しくは、[再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社ホームページ（外部サイトリンク）](#)をご覧ください）

縦覧場所

- 本庁生活環境対策課
- 湊出張所
- 呼子市民センター総務・福祉課

縦覧可能日時

令和元年9月10日（火曜日）から令和元年10月24日（木曜日）までの午前8時30分から午後5時15分まで  
市役所、出張所および市民センターの開庁日は除きます。

なお、事業者である再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社ホームページでも、令和元年10月10日（木曜日）まで方法書を公開しています。

こちらは、いつでも閲覧が可能です。

意見の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書に記入し、次のどちらかの方法で提出してください。

- 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投かん

（次ページに続く）

### 意見の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書に記入し、次のどちらかの方法で提出してください。

- 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投かん
- 郵送（令和元年10月24日（木曜日）必着）

### 郵送先

〒105-0004  
東京都港区新橋6-17-21 住友不動産御成門駅前ビル10階  
再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社 木村、浅野 宛

### 事業者による方法書についての説明会

再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社による方法書についての説明会が開催されます。

#### 1.唐津地区

- とき 令和元年9月26日（木曜日）午後6時30分から
- ところ 湊公民館

#### 2.呼子地区

- とき 令和元年9月27日（金曜日）午後6時30分から
- ところ 呼子公民館

### 問い合わせ

生活環境対策課  
佐賀県唐津市西城内1番1号  
電話番号：0955-72-9124

[問い合わせフォーム](#)

[ページの先頭へ戻る](#) 

[このホームページについて](#) [著作権・免責事項について](#) [個人情報について](#) [ウェブアクセシビリティ方針](#) [RSS配信](#)



唐津市役所 〒847-8511佐賀県唐津市西城内1番1号 電話：0955-72-9111 ファクス：0955-72-9180  
Copyright © Karatsu City All Rights Reserved.

[市役所へのアクセス](#)

【佐賀県（お知らせ）】

人を大切に、  
世界に誇れる 佐賀づくり

Foreign Language ▶ 防災 ▶ 救急

背景色
標準

文字サイズ
拡大
標準

サイト内検索

暮らし・子育て

健康・福祉

しごと・産業

観光・文化・スポーツ

県土・まちづくり

県政情報

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [暮らし・子育て](#) > [自然・環境・リサイクル](#) > [\(環境情報\) PM2.5・光化学オキシダント・環境放射能情報等](#) > [環境アセスメント](#)  
[環境アセスメント](#)

[ホーム](#) > [組織\(部署\)から探す](#) > [県民環境部](#) > [環境課](#) > [環境アセスメント](#)

## 環境アセスメント

最終更新日：2019年9月10日 | 県民環境部 環境課 TEL：0952-25-7079 FAX：0952-25-7783 [✉ kankyoku@pref.saga.lg.jp](mailto:kankyoku@pref.saga.lg.jp)

**現在、インターネットによる公表中の環境影響評価図書について**

図書名	事業者名	公表期間	公表内容 (リンク元：事業者ホームページ)
(仮称)唐津洋上風力発電事業 環境影響評価方法書	再エネ主力電源化推進機構 洋上唐津発電合同会社	令和元年9月10日（火曜日） ～ 令和元年10月10日（木曜日）	<a href="#">方法書公開ページへ</a> <a href="#">(外部リンク)</a>

**アセスメント・制度の仕組み**

**環境アセスメント（環境影響評価）とは？**

環境アセスメント制度とは、環境に著しい影響をおよぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者が事業の実施前に、あらかじめその事業に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、住民等から意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全の観点からより配慮した事業計画を作り上げようという制度です。

**佐賀県の環境アセスメント制度**

本県では、このような環境アセスメントの一連の手続やこの手続を実施する必要がある事業の要件などを定めた「佐賀県環境影響評価条例」を平成11年7月に制定しました。（平成12年8月1日施行）

また、平成25年3月には同条例の一部改正を行い、計画段階配慮書手続（配慮書の手続）などを盛り込み、同年12月の施行規則の一部改正において、風力発電所を対象事業に追加しました。（平成26年4月1日施行）

- [佐賀県環境影響評価条例](#) [\(外部リンク\)](#) をみる
- [佐賀県環境影響評価条例施行規則](#) [\(外部リンク\)](#) をみる
- [佐賀県環境影響評価技術指針](#) [\(外部リンク\)](#) をみる

**対象となる事業とは？**

[県環境影響評価条例対象事業一覧](#) [\(PDF：312.9キロバイト\)](#)

**手続きの流れは？**

[県環境影響評価条例に基づく手続の流れ](#) [\(PDF：1.32メガバイト\)](#)

[\(参考\) 環境アセスメントパンフレット\(佐賀県環境影響評価条例のあらまし\)](#) [\(PDF：2.77メガバイト\)](#)

**【佐賀県環境影響評価条例等の一部改正について】**

本県では、環境影響評価法の改正に伴い、法の改正の趣旨を踏まえ、佐賀県環境影響評価条例の一部改正を行いました。（平成25年3月25日公布、平成26年4月1日施行）

また、佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成25年12月4日公布、平成26年4月1日施行）及び技術指針（平成26年3月19日公布、平成26年4月1日施行）の一部改正を行いました。

- [佐賀県環境影響評価条例等の一部改正について](#) [\(PDF：222.6キロバイト\)](#)
- [佐賀県環境影響評価条例施行規則の一部改正について](#) [\(PDF：90.1キロバイト\)](#)
- [佐賀県環境影響評価技術指針の一部改正について](#) [\(PDF：95.4キロバイト\)](#)

<p>このページに関する お問い合わせは</p>	<p>県民環境部 環境課 電話：0952-25-7079 ファックス：0952-25-7783 <a href="mailto:kankyoku@pref.saga.lg.jp">✉ kankyoku@pref.saga.lg.jp</a></p>
------------------------------	--

(ID:13942)

【当社（お知らせ）】

SOLAR WIND BIOMASS TRANSMISSION LINE CAPACITOR NEWS JP | EN

## NEWS

- > 2019.09.10 「(仮称)唐津洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について
- > 2019.09.09 <佐賀豪雨・支援の輪>洋上風力発電会社、県に義援金贈る。
- > 2019.07.09 黒川太陽光発電所20.7Mwの起工式を執り行いました。
- > 2019.06.06 セマングム(韓国)に太陽電池モジュール・ESS生産体制の構築、インフラックスによる開..
- > 2019.04.22 「東京経済情報 4月22号」掲載のお知らせ
- > 2019.03.15 唐津洋上風力発電事業計画段階環境配慮書の環境影響評価図書について

SOLAR WIND BIOMASS TRANSMISSION LINE CAPACITOR NEWS JP | EN

## NEWS

2019.09.10

### 「(仮称)唐津洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

「(仮称)唐津洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について詳細は、下記リンクを参照

唐津市ホームページ  
佐賀県ホームページ環境アセスメント

【図書電子縦覧】



[TOP](#) [CONTACT](#)

再工ネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社

お知らせ

方法書の観覧はこちら→

方法書

再工ネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社

[環境影響評価方法書〔要約書〕](#)

[環境影響評価方法書〔表紙・目次〕](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況\(1\)](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況\(2\)](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[ご意見記入用紙](#)

## お 知 ら せ

「(仮称) 唐津洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

### 1. 縦覧期間及び時間

法的期間：令和元年9月10日（火）から令和元年10月10日（木）まで  
自主期間：令和元年10月11日（金）から令和元年10月24日（木）まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時）

### 2. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

### 3. 意見書の送付

「(仮称) 唐津洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送にてご提出ください。

○受付期間：令和元年9月10日（火）から令和元年10月24日（木）まで  
（郵送の場合は10月24日消印有効）

### ○郵送の場合

宛先：〒105-0004  
東京都港区新橋6-17-21 住友不動産御成門駅前ビル10階  
再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社 木村 宛

### ○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②方法書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

※方法書は、株式会社INFLUXのホームページでも公表しています。

URL <http://influx-karatsu.com/>

※今回は、唐津市市役所に縦覧場所のご提供をお願いし、お引き受け頂きました。従いまして、ご質問等につきましては、市役所職員はお答えできませんのでご了承下さい。

### 4. お問い合わせ先

再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社  
担当者名：木村、浅野  
電話番号：03-5843-7679

以 上

